

ダイレックス善通寺店・菓子処ハタダ善通寺店 (No.1195)

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第5条第1項の規定による届出があったので、同条第3項の規定により、次のとおり公告する。

令和4年8月15日 香川県知事 浜田 恵造

1 届出の概要

届出者の氏名又は名称及び住所	名称 ダイレックス株式会社 住所 佐賀県佐賀市高木瀬町大字長瀬 930 番地 名称 株式会社ハタダ 住所 愛媛県新居浜市船木甲 2131 番地													
大規模小売店舗の名称及び所在地	名称 ダイレックス善通寺店・菓子処ハタダ善通寺店 所在地 善通寺市上吉田字寝馬 352 番 1 外													
大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名	名称 ダイレックス株式会社 住所 佐賀県佐賀市高木瀬町大字長瀬 930 番地 代表者 代表取締役 多田 高志 名称 株式会社ハタダ 住所 愛媛県新居浜市船木甲 2131 番地 代表者 代表取締役 畑田 康裕													
大規模小売店舗の新設をする日	令和5年4月2日													
大規模小売店舗内の店舗面積の合計	1,293 m ²													
大規模小売店舗の施設の配置に関する事項	駐車場の位置及び収容台数	位置 建物敷地内（資料-3 平面図兼配置図 参照） 収容台数 52 台												
	駐輪場の位置及び収容台数	位置 A棟西側（資料-3 平面図兼配置図 参照） 収容台数 12 台												
	荷さばき施設の位置及び面積	位置 A棟西側（資料-3 平面図兼配置図 参照） 面積 50 m ² 位置 B棟北側（資料-3 平面図兼配置図 参照） 面積 15 m ²												
	廃棄物等の保管施設の位置及び容量	位置 A棟内西側（資料-3 平面図兼配置図 参照） 容量 11.53 m ³												
大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項	大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻	<table border="1"><thead><tr><th>小売業者</th><th>開店時刻</th><th>閉店時刻</th><th>備考</th></tr></thead><tbody><tr><td>ダイレックス株式会社</td><td>午前 9時00分</td><td>午後 10時00分</td><td>A棟</td></tr><tr><td>株式会社ハタダ</td><td>午前 9時00分</td><td>午後 7時00分</td><td>B棟</td></tr></tbody></table>	小売業者	開店時刻	閉店時刻	備考	ダイレックス株式会社	午前 9時00分	午後 10時00分	A棟	株式会社ハタダ	午前 9時00分	午後 7時00分	B棟
	小売業者	開店時刻	閉店時刻	備考										
	ダイレックス株式会社	午前 9時00分	午後 10時00分	A棟										
	株式会社ハタダ	午前 9時00分	午後 7時00分	B棟										
来客が駐車場を利用することができる時間帯	午前8時30分から午後10時30分まで													
駐車場の自動車の出入口の数及び位置	位置 建物敷地西側 出入口の数 2箇所 (資料-3 平面図兼配置図 参照)													
荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯	名称 荷さばき施設No.1 時間帯 午前6時00分から午後10時00分まで 名称 荷さばき施設No.2 時間帯 午前6時00分から午後7時00分まで													

2 届出年月日 令和4年8月1日

3 届出書及び添付書類の縦覧場所及び縦覧期間

縦覧場所： 香川県商工労働部経営支援課 及び 善通寺市産業振興部商工観光課
縦覧期間： 令和4年8月15日から令和4年12月15日まで

4 意見書の提出

法第8条第2項の規定により、この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、次の項目を記載した書面を本日から四月以内（令和4年12月15日）に次の提出先に提出することができる。

なお、提出された書面については、その概要を公告するとともに、香川県商工労働部経営支援課及び善通寺市産業振興部商工観光課において当該公告の日から一月間縦覧に

ダイレックス善通寺店・菓子処ハタダ善通寺店 (No.1195)

供する。

記載すべき項目

- ア 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
- イ 事業者にあつては、その事業の種類及び沿革
- ウ 意見を述べようとする大規模小売店舗の名称及び所在地
- エ 意見の内容

提出先

〒760-8570 高松市番町四丁目1番10号
香川県商工労働部経営支援課商業・金融グループ